

矢野勝光山鉱山に対して嚴重注意を行いました

令和4年3月16日
中国四国産業保安監督部

中国四国産業保安監督部は、矢野勝光山鉱山において発生したベルトコンベア巻き込まれによる重傷災害が、鉱山保安法に違反することを確認しましたので、同鉱山の鉱業権者である株式会社勝光山鉱業所に対し、保安の確保に万全を期すよう、嚴重注意を行いました。

1. 令和3年9月9日、広島県庄原市に所在する矢野勝光山鉱山（鉱種：ろう石）において、鉱石運搬中のベルトコンベアへの巻き込まれによる重傷災害が発生しました。
2. 本災害について当部が立入検査を実施した結果、保安の確保に関し、次の鉱山保安法違反が確認されました。
 - ① 災害が発生した設備（ベルトコンベア）に対し、鉱山労働者の安全を確保するための、さく囲等必要な保安設備が設置されていなかった。
（鉱山保安法第12条の規定に基づく鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第1号）
 - ② 災害が発生した設備（ベルトコンベア）を使用する者に対し、保安規程に定める保安教育の実施とその記録を行っていなかった。
（鉱山保安法第10条第1項の規定に基づく保安規程第5章）
 - ③ 重大災害発生時の中国四国産業保安監督部長への速やかな連絡が行われなかった。
（鉱山保安法第41条）
3. このため、当部は矢野勝光山鉱山に対し嚴重注意を行うとともに、今後、同種災害が発生しないよう保安の確保のために万全の措置を期すことを求めました。

本件に関する問い合わせ先
中国四国産業保安監督部鉱山保安課
電 話：082-224-5755
FAX：082-224-5699